

# 店舗型結婚相手紹介サービス業認証制度

## 認証基準の一部改訂に関するお知らせ

2020年9月1日

特定非営利活動法人

結婚相手紹介サービス業認証機構

今般、当機構においては、店舗型結婚相手紹介サービス業認証制度における認証基準の一部を改訂しましたので、認証事業者の皆様にお知らせいたします。

### 1. 改訂の概要と趣旨

従来の認証基準においては、概要書面、重要事項説明書、契約書面の交付方法について、対面での交付を原則として「手交」の表現を用いていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンラインによる説明・契約締結が推奨されている現状を踏まえ、郵送等での交付にも適合する「交付」の表現へ改訂しました。尚、特定商取引法により書面の電子交付は認められていません。

また、顧客のニーズに基づいて、インターネットを通じた入会申込み・契約締結が拡大しつつある実態を踏まえて、インターネットを通じて入会申込み・契約締結を行った場合の署名に替わる手続きについて追加しました。

### 2. 改訂箇所

#### 1.3.1 概要書面の交付

契約希望者に対し、契約締結前に、1.3.2 の事項を記載した概要書面を交付し、交付したことの確認として契約希望者の署名をもらい、記録として複写書面を保管すること。

~~なお、書面の交付方法は原則として手交とする。~~なお、インターネットを通じて申し込みを受け付ける場合は、署名に替わって書面の内容を確認した旨の同意を得た上、当該記録を保管すること。

また、2か月を超えかつ5万円（関連商品の販売金額を含む。）を超える契約を締結しない事業者は、書面の交付は電子メール等の方法により送付することができる。この場合にあっては交付したことの確認として署名をもらうことに準ずる手続きを取り、記録として保管すること。なお、この方法をとる事業者は、2か月を超えかつ5万（関連商品の販売金額を含む。）を超える契約を締結しないことの誓約を行うこと。

### 1.3.3 重要事項説明書面の交付と説明

1.3.2 の概要書面を交付する際には、サービス内容、消費者の権利等について契約希望者の理解を深めるため、概要書面の全項目の要点を一覧できる重要事項説明書面を交付し、概要書面を適宜参照しながら、各項目について丁寧に説明すること。説明の後、重要事項説明書面を手交交付し、説明したことの確認として署名をもらい、記録として複写書面を保管すること。

重要事項説明書面は、その内容が概要書面の要点となっており、必要に応じて概要書面で詳細を確認できるように該当箇所が明示されている構成になっていること。

また、重要事項説明書面は概要書面と一体となっていること望ましいが、書面が複数になる場合は、同じ袋に入れるなど一体化させ、契約希望者に交付すること。

~~なお、重要事項説明書面の交付は、原則として手交とする。~~なお、インターネットを通じて申し込みを受け付ける場合は、署名に替わって書面の内容を確認した旨の同意を得た上、当該記録を保管すること。

2か月を超え、かつ、5万円（関連商品の販売金額を含む。）を超える契約を締結しない事業者は、要点一覧書面の交付は電子メール等の方法により送付することができる。この場合にあっても書面を交付し、説明したことの確認として署名をもらうことに準ずる手続きをとり、記録として保管すること。なお、この書面交付方法をとる事業者は、2ヶ月を超えかつ5万円（関連商品の販売金額を含む。）を超える契約を締結しないことの誓約を行うこと。

### 2.1.1 契約書面の説明と交付

契約を締結したときには、特定商取引法の規定に基づき、契約者に対し遅滞なく契約書面を交付し、説明すること。説明の後、手交交付し説明したことの確認として署名をもらい、記録として複写書面を保管すること。なお、インターネットを通じて申し込みを受け付ける場合は、署名に替わって書面の内容を確認した旨の同意を得た上、当該記録を保管すること。

以上